

令和4年度八王子市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を定める。

(情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第2条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(報告の対象となる事業者)

第3条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者は、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、次条に規定する基準日より前において、指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(基準日)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定による報告の基準日は、令和4年4月1日とする。

(実施期間)

第5条 この要綱の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(報告の内容)

第6条 指定障害福祉サービス等の事業者が報告する障害福祉サービス等情報の内容は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれ当該各号に定める内容とする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者 別添1 基本情報及び別添2 運用情報
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者 別添1 基本情報

(報告の方法)

第7条 指定障害福祉サービス等の事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）」を通じて市長へ報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合は、文書等により報告することができる。

(報告の開始日)

第8条 報告の開始日は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者 令和4年5月1日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者 指定障害者福祉サービス事業者等の指定を受けた日。ただし、指定を受けた日が令和4年5月1日より早い場合は、令和4年5月1日とする。

(報告の期限)

第9条 報告の期限は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者 令和3年7月31日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者 指定障害者福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内。ただし、その期限が令和4年7月31日より早い場合は、令和4年7月31日とする。

(公表の時期)

第10条 次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者 報告後2か月以内
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者 報告後1か月以内

(障害福祉サービス等情報の更新)

第11条 障害福祉サービス等情報の報告は、原則として年1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更があったときは、その都度、公表システムを通じて市長に報告するものとする。

(苦情等の対応)

第12条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

電話番号 042-620-7479

FAX番号 042-623-2444

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。